

## かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ地域生活移行スペシャリストを配置している障害者支援施設に対し、予算の範囲内において、「かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算」(以下「配置加算」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設を運営することを目的として、同法第29条第1項に基づき都道府県知事が指定した者(指定障害者支援施設事業者)の運営する施設をいう。
- (2) かながわ地域生活移行スペシャリスト 次に掲げる要件をすべて満たす者であつて政令指定都市及び中核市を除く県内の各民間障害者支援施設及び各県立障害者支援施設に1名配置される者をいう。
  - ア 現に、障害者支援施設の職員として従事しており、障害者支援施設で従事した年数が5年を超える者
  - イ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの国家資格を既に取得している者
  - ウ 都道府県又は都道府県知事が指定した研修事業者が主催するサービス管理責任者に係る基礎研修、補足研修、実践研修の全てを受講済みである者
  - エ かながわ地域生活移行推進人材養成事業により、県が認定、登録した者

### (支給の対象となる障害者支援施設)

第3条 配置加算の支給対象は、かながわ地域生活移行スペシャリストを職員として配置している障害者支援施設(ただし、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例(平成18年神奈川県条例第5号)第2条第1項、三浦しらとり園条例(昭和58年神奈川県条例第2号)第2条第1項及び神奈川県総合リハビリテーションセンター条例(平成16年神奈川県条例第52号)第2条に規定する施設を除く。)を運営する法人とする。

### (配置加算の支給額)

第4条 支給額は、かながわ地域生活移行スペシャリストを職員として配置した月数(以下「対象月数」という。)に1障害者支援施設当たり20,000円を乗じた額とする。

- 2 ただし、配置したかながわ地域生活移行スペシャリストの勤務日数が15日以下の月は、対象月数から除く。

### (申請書の提出期日等)

第5条 配置加算の支給を受けようとする法人は、様式1の申請書及び必要な書類を添付のうえ、支給対象月が属する年度の3月31日までに知事に届け出るものとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) かながわ地域生活移行スペシャリストの就業証明書
- (2) かながわ地域生活移行スペシャリストの認定証の写し
- (3) 役員等氏名一覧表(様式2)
- (4) かながわ地域生活移行スペシャリスト活動状況報告書(様式3)

(支給決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、配置加算の支給決定または、不支給決定を様式4により、通知するものとする。

(配置加算の支給)

第7条 知事は、前条により配置加算の支給を決定した者に対して、通知した日から起算して30日以内に支給するものとする。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、配置加算の支給対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、運営法人が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、配置加算の支給決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 運営法人が、偽りその他不正な手段により配置加算の支給を受けたとき
- (2) 運営法人が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(配置加算の返還)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しを行った場合において、すでに配置加算を支給しているときは、期限を定めて、支給した配置加算の全額又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、配置加算の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

年度かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算支給申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所  
法人名  
法人代表者

年度かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算について、次のとおり要件を満たしたことから、支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 障害者支援施設名称 \_\_\_\_\_
- 2 かながわ地域生活移行スペシャリスト氏名 \_\_\_\_\_
- 3 かながわ地域生活移行スペシャリスト配置(認定)年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 4 支給対象期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 (計○月)
- 5 申請額 \_\_\_\_\_円 (20,000円/月×○月)
- 6 添付書類
  - (1) かながわ地域生活移行スペシャリストの就業証明書
  - (2) かながわ地域生活移行スペシャリストの認定証の写し
  - (3) 役員等氏名一覧表(様式2)
  - (4) かながわ地域生活移行スペシャリスト活動状況報告(様式3)

7 支給金振込依頼口座

支給金は次の口座に振り込んでください。

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座種別		口座番号	
口座名義(漢字)		(カナ)	

(注) 通帳の表紙裏の見開きページの写し(口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるもの)を添付します。

申請責任者氏名  
申請担当者氏名

連絡先  
連絡先



年度 かながわ地域生活移行スペシャリスト活動状況報告書

○法人名・施設名			
○スペシャリスト氏名			
○活動内容			
地域ネットワーク会議主催			回
地域ネットワーク会議（自立支援協議会等）参加			回
施設内の地域生活移行を検討する会議・打合せ			回
グループホーム、通所事業所等訪問			回
個別支援計画への反映（修正）			人
その他（自由記載）			
○地域ネットワークの状況 （連携した相手・機関）	機関数	内障害福祉関係	その他
	箇所	箇所	箇所
連携した相手・機関の名称 ※欄が足りない場合等は、連携機関の一覧を別途添付することも可			
1	11		
2	12		
3	13		
4	14		
5	15		
6	16		
7	17		
8	18		
9	19		
10	20		
○スペシャリストの状況分析（自由記載）			
○支援対象者の状況（活動開始時点）	定員	現員	地域生活移行支援対象者
	人	人	人
○支援対象者の状況（活動終了時点見込）	定員	現員	地域生活移行支援対象者
	人	人	人
○当該年度の地域生活移行者数	人		
○当該年度の新規入所者数	人		
○当該年度 GH 等の体験利用（実／延べ）	（実人数）	人／	（延べ人数） 人
○当該年度の短期入所者数（延べ）	人		

障サ第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算（支給決定・不支給決定）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度かながわ地域生活移行スペシャリスト配置加算支給申請書については、審査の結果、（支給することとしましたので・不支給とすることとしましたので）、通知します。

1 支給対象月

令和 年 月 ～ 令和 年 月

2 配置加算の支給額

円

3 不支給の場合の理由